

第二十二回国会
衆議院

逓信委員會會議錄 第十一号

昭和三十年五月十一日(水曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

郵便年金法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二〇号)

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

紫雲丸積載郵便物の被害状況等に関する件

○松前委員長 これより会議を開きます。

この際森本委員より発言を求められておりますので、これを許します。森本委員。

○森本委員 これはけさのラジオで報道されたわけですが、宇高連絡船が衝突をして沈没したという報道がされておりますが、これに対しては相当郵便物が積まれておったわけでありまして、その詳細な報告が入つておつたら説明願いたいと思ひます。

○松田国務大臣 ただいまの森本委員の御質問であります。まだ詳しい報告は参つておりません。高松市を六時四十分に出帆いたしました紫雲丸といふのが、女木島沖合に去る約二十分くらい、距離にいたしまして高松より○六海軍の辺でございまして、貨物の同鉄第三号高丸と衝突いたしましたので、直ちに沈没したといふことなどでございます。乗客が四百名から五百名くらい、修学旅行の人々でございますが、郵政省といたしましては、通常郵便物、大郵袋が二、小包郵便物が六と

いうことになっておりました。乗務員が高松郵便事務官が一人、川野広文といふ人でありまして、搭乗しておたわけでありまして、生死のほどは不明になっておりました。それだけの報告よりまだ参つておりません。

○森本委員 この連絡船に搭載されておた郵便物は、通常郵便袋が二個と小包郵便袋が二個、その四個でございますか。

○松田国務大臣 両方合計で八個でございます。

○森本委員 もう一回その郵袋の個数をおしやつて下さい。

○松田国務大臣 通常郵便物、大郵袋が二個、小包郵便物は六個でございます。

○森本委員 その通常郵便袋の二個の内容と、それから小包郵便袋の六個の内容はまだ詳細にわかりませんか。

○松田国務大臣 今のところまだはっきりいたしません。

○森本委員 この事故に関しましては、この郵便物の帰還に關しまして相当関心を持つておると思ひますので、早急にこの郵便物の調査並びにその内容等の発表できるように願ひしたいと思ひます。

○松田国務大臣 承知いたしました。

○森本委員 それではこの件はこれで打ち切りまして、別途に緊急にちよつとお伺ひしたいわけでありまして、過日私の方からちよつと申し上げましたように、新潟県の横越特定郵便局長の任用の件であります。これに対して委員会において説明ができる方おられますか。

○佐方説明員 政府委員が別の委員に呼ばれておりますのでちよつと……。

○森本委員 それでは大臣にお聞きいたしますが、この公務員に対する退職金の支給は、今大抵どういふ考へ方に基づいて退職金を支給されておりますか。たとえば公務員に対する退職金を支給するといふのは、その退職される人の将来の生活保障とか、そういう意味において退職金が支給されておると思ふのでありますが、それについての御見解をちよつと伺ひたい。

○松田国務大臣 退職金の問題につきましてはそれぞれ規定があると思ひますから、それに準じて支給してゐると思ひます。

○森本委員 この問題は、大抵普通郵便局長の次長といへば相当な、現業では上の方ですが、そういう方がこの三月に倍額の退職金の支払いを受けて退職をして、それで二日後に特定郵便局長に任用せられた、こういう問題が持ち上つておるわけでありまして、これは明らかに退職金の詐取というふうなことになるはせぬですか。これは私が土曜日の委員会のときに、この問題を委員会に出すから十分に検討しておいていただきたい、こういうことを申し上げてあるわけでありまして、

○松田国務大臣 この問題につきましては、当局であります人事部長から直接に的確にお答え申し上げた方がよろしいと思ひますので、別の機会にお願ひいたしますと存じます。

○権熊委員 ちよつとそれに関連して、突然来て何ですが、こういう問題が出たから、この機会に聞きたいのです。樺太の特定郵便局長が戦争で引き揚げて来たのですが、それには退職金というものは行つてないのです。かつて衆議院の方でも参議院の方でも請願が採択になつておるのです。普通の内地における局長の退職金と同じ待遇にしてやれという請願が採択になつておるが、いまだにやらないのださうであります。その陳情が猛烈に最近来ておりますが、恩給局の方で聞くと、やめる時分に五万円かの金をやつた、その金の性質は何か違ふのであつて、退職金の内容でないものをやつたのださうです。それをやつてあるからやらぬといふのです。これはどうなつておるのですか。毎年この問題が起きます。

○松田国務大臣 政府委員より答弁いたします。

○宮本説明員 新潟県の特定郵便局長の任用についてお尋ねだと思ひますので、お答えいたします。これは新潟県の横越という特定郵便局長のことでありまして、新潟県の郵便局長の次長をやつておりました飯田という者を、三月の末に横越の局長に任用したことでありまして、いきさつを申し上げますと、三月におきまして郵便局長級の整理を若干行なつた次第でございます。これは

昭和三十年五月十一日(水曜日)
午前十時四十三分開議
出席委員
委員長 松前 重義君
理事 齋藤 憲三君 理事 濱地 文平君
理事 中垣 國男君 理事 橋本 登美三郎君
理事 井手 以誠君
秋田 大助君 宇田 耕一君
川崎 末五郎君 椎熊 三郎君
佐々木 三三君 成田 知巳君
森本 靖君 八木 一男君
前田 榮之助君
出席国務大臣 松田 竹千代君
出席政府委員 白根 玉喜君
郵政事務官(簡易保険局長) 福田 勝君
大蔵事務官(理財局長) 佐方 信博君
郵政事務官(大臣官房文書課長) 宮本 武夫君
郵政事務官(大臣官房人事部長) 稲田 穂君
専門員 山戸 利生君
専門員 吉田 弘苗君
専門員 中村 寅市君
五月十日
林田郵便局の電報配達業務存続に関する請願(山万廣文君紹介)(第五三二号)
の審査を本委員会に付託された。
本日の會議に付した案件
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

御承知の通り、二十九年年度におきまして特別待命並びに臨時待命による行政整理が行われたのでありますが、郵政省といたしまして、閣議決定による整理資金が若干残っておりまして、一応臨時待命、特別待命は去年の六月で済んだことでありますが、年度末までにその整理資金を支給し得る方法がありましたので、なお希望者によりまして、整理資金をもらえれば退職しても差しつかえないのだという者も若干あるというふうな考えからしまして、全国におきまして約十四、五名の郵便局長、次長という者を、整理資金を支給しまして退職させたことがあるのでございます。またまた飯田という新潟郵便局長の次長が、年令その他の点からいたしまして、長野郵政局におきまして本人にこれを話しましたところ、整理の退職金がもらえるならば退職しても差しつかえない、というふうな話がありました。それは二月の末のことでありました。そして三月の初めにその話が大体きまりまして、この次長は多年郵政の部内に奉職して相当功勞があつたのであります。長野郵政局におきましてこれを整理退職に入れることにいたしました。その措置をとった次第でございます。当時この飯田次長は、自分は整理資金をもらつて今度退職したいが、しかしこのまま遊んでいるわけにもいかぬ、あるいは新しい商売を始めるか、それもなかなかめんどろから、もし適當な機会に適當な特定局長にしてみれば、ぜひしていただきたいという意思を表明されておつたのであります。それで三月の末には、大休退職のことは三月のごく

初めにきまつておつたのであります。が、本人の考えをえまして、三月一ぱいに退職せしめればいいのでありますから、発令をすつと延ばして、三月二十八日に退職発令をいたした次第でございます。その当時新潟県横越という特定局長がたまたまいろいろな事情から、その局長をその近所の特定局へ転勤せしめることになりまして、その横越の局長があつた次第でございます。横越の特定局長というのは、従来成績がやや不振でありまして、後任の局長としては練達堀能の者をぜひ局長にしたい、という長野郵政局の見解でありまして、たまたまた飯田次長が退職したものでありますから、なるべく早くこれを埋めた方がよいという考えからいたしまして、三十日に飯田前次長を横越の特定局長に任用いたしました。こういういきさつでございます。

○権能委員 ついでに權太の方も、御返事申し上げます。

○宮本説明員 その点は調べまして、御返事申し上げます。

○森本委員 三月三十日に任用した飯田局長の俸給と金額は幾らですか。

○宮本説明員 十一級の二号から三号です。

○森本委員 この整理退職の退職金を普通の倍額支払うということとは、あなは非常に老齢になられてお気の毒だから、倍額の退職金を出すから、国家的見地からやめてもらいたい、こういう趣旨です。そういうことでやる人に倍額の退職金を二十八日出してやめていただいて、そうして三十日——二日おいて十一級、これは相当高給ですが、十一の二号で採用するということとは、政府はみずから冗費節約ということをやっているのですが、一体大

臣はこういうことをどうお考えになりますか。

○松田國務大臣 この飯田某の局長任命が、退職後、しかも退職手当を出したあと二日後に任命されたということ、それはそれだけ承わつただけではもちろんいい格好ではないと考えます。しかしその地方の実情、また急速に任命しなければならなかつた実情等も勘案いたしますと、そういう場合もやむを得なかつたのだらうと考えます。

○森本委員 それは地方の実情でいかなる実情があつたにせよ、二十八日にしかも倍額の退職金を支払つて、二日後に十一級二号なり三号なりで採用するということは、どう考えても国民の血税をむだに使つておる、こう考えても仕方がないと思うのです。その点大臣はどうですか。

○松田國務大臣 退職の當時には、やがて二日後に任命するということとは予想しなかつたのであらうと思ひます。

○森本委員 そういう答弁はおかしいと思うのです。こういうことを郵政當局が語をしておる際に、大体何日に退職をして何日ごろにこれが特定郵便局長になるかという、そういう見通しのもとに退職金を支払つてやつておるわけでしょう。だからこれは何も退職金を支払わなくても、三月二十八日付で横越郵便局長にそのまま現職で横がわりますというところは、現在できるわけです。退職金を支払わずに、転勤命令によつてそれはできるはずだ。そういうことをやるのが普通であつて、こういうことは明らかに行政上のミスであるというふうに考えるのですが、大臣はどうですか。

○松田國務大臣 森本委員のお話を伺

えば、そういうようなおっしゃるような事情でございますならば、さかのほつて二十八日に引き続いて任命する形をとつた方がよろしかつたと思ひます。

○森本委員 それでは、将来はこういうことはもう絶対にやらないわけですが、それはもう絶対にはやらないわけですが、松田國務大臣、そういうことはやるべきでないと思ひます。

○宮本説明員 私から大体補足して御説明申し上げます。確かにその格好だけを見ますれば、二十八日に退職発令をいたしまして、三十日に特定郵便局長に任用した限り、その期間がわずかに二日でありまして、一般の例から申しますれば、後任局長の補充に相当の日にちを要する実例からいいますれば、確かに非常にまれな例であると私も考えております。ただ先ほどもちよつと申し上げましたように、二十八日に発令いたしましたのは、やはり三月一ぱいまでは整理後でもその地位にあるのでありますからして、三月の初めに話はきまつておつたのであります。三月一ぱいと申しますか、月末近くまで現職にやはり置いてやるというふうなところが親切に考えた次第でございます。そして、三月の初めに話をいたしましたときには、決して横越に持つていくことを条件にしたり、あるいはそれを予定してやつたというところはなないのであります。わずかに二日の期間でありまして、いかに計画的にやつたといふふうには考えられませんかと思ひます。決してそういうふうな計画的にやつたことではないのであります。退職の話がきまりましたときにはそういうことになつ

ていた。ただ本人としては適當な特定郵便局長があれば、適當な機会に願ひたい、というわけでございます。

それから転換でも差しつかえないじゃないかということですが、それは結果から見ますれば確かに転換でも差しつかえないのであります。私は、長野郵政局としますれば、おそらく普通の退職の場合でしたらば、転換の措置をとつたのだらうと思ひますが、たまたま本人が整理退職を希望して、それをやるとすることに話がついておつた関係と、もう一つにはやはり整理資金というものは、三十年度も三十一年度も果してそれがもらえるのかどうかわかりませんので、たまたまそういうふうな恩典があります場合に、多年の功勞者に親切心からそれをそのまま退職金というものを支給してやる、また本人もそれを希望しておつた、こういう関係にあるのでございます。

○森本委員 そういう答弁をされる、やはり私はもう一回質問をいたしたるわけですが、そういうのは、そういう郵政當局の親切心というものはよくわかりますが、そういう倍額の退職金を支払つてもらつて、しかも二日、三日して特定郵便局長に任用せられた。特定郵便局長は終身官ですから、終身官は死ぬまでやれる。それだけ生活が安定するなんというところはない。ところがすべての公務員がそういう方向で恩典に浴するかというと、決してそうではない。ですから、すべての公務員、すべての側がそういう恩典に浴することがあれば別ですが、郵政省のごく一部分があつたところの恩典、しかも

そういうことは国民の税金によつてなされる、そういうことは決してすべきではない、こういうふうには私どもは考へておるわけでありませう。あなたがたおっしゃられるような、そういう従業員がかわいというところはよくわかりませうけれども、それがごく一部分の者に限られてやられるというところは、大局的に見て決して穩当な措置ではないと思ふ。ですから、将来についてはこういうことをやらぬと大臣は言つておられるのですから、事務局としては、現在のこのやり方については確かに悪かつたら悪かつた、将来はやりなす、こういう御答弁を願ひたいと思ひます。

○宮本説明員 將來十分注意いたしまして、こういうふうな事態の起らないように考へたいと思ひます。

○権輿委員 関連して。私は事務局の考へ方に非常に大きな間違いがあるのではないかと思ひます。行政整理で倍額までの手当をやつてやめさせるといふのは、官吏全体の機構をこの機会に整理したかつたのでしようが、私はなるべく有能の人は残しておきたいと思ふ。今おっしゃるやうに、練達堀能の士だといふが、そういう人には金までくれてやめさせる必要はない。時間の問題はともかくとして、やめさせて二日後にそれを採用しなければならぬといふと趣旨が違つてくる。それでは行政整理にならない。時間的には、皆さんきつと知つていて、法の盲点をついて金をくれたに違ひないと思ふのです。そういうやり方はよくない。今度考へた倍額までやつて行政整理をやるという趣旨とは、全く矛盾したやり方をやつたのだらうと思ふ。今後大臣も

そういうことをやらないとおっしゃるのですから、十分注意していただきたい。行政整理をする場合には、なるべく有能の人は残して、無能でもあるまいが、あまり役に立たない者はやめさせて——やめさせた者を、これは有能だからといつて再び取り上げるくらいならば、初めからやめさせなければいい。これは、この機会に何とか行政整理をやつて、うんと政府の金を使つて、全くおだ金の悪い考え方です。そういうことをしてはいけなしいと思ひますが、どうでしょう。

○宮本説明員 その点は將來十分注意いたしたいと思ひます。

○松前委員長 それでは次に簡易生命保険法の一部を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、以上五法律案を一括議題として、前会に引き續きまして質疑を行います。井手以誠君。

○井手委員 私は過日の委員会におきまして簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その第六号に新たに追加されます長期信用銀行について、大臣並びに事務局にお尋ねいたしましたけれども、残念ながら満足すべき答弁を得られなかつたのであります。おそろくほかの委員の方も同じ感じを受けたのであらうと存ずるのであります。従つて私は当日質疑を一度打ち切つて、当局が検討の上に御

答弁をいただくことにしておきました。が、本日あらためてお尋ねをいたしましたと思ふのであります。

積立金の運用については、御承知の通り昭和二十七年の第十三国会でございませうか、この法律案を提案された根本の理由として、積立金の運用の対象については、保険契約者などに対する貸付、地方債及び地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付とするといふことが、はっきりと明示されておるのであります。すなわち地方還元が建前になっておる。その建前にかかわらず、今回の改正法律案においては、産業に対する長期金融を受け持つところの長期信用銀行に対してまでワケを広げて、零細な地方民の保険金並びに年金の金を回そうとすること

は、私はこの積立金運用の根本の性格に反するものである、積立金運用の性格を一変するものであるといふ考へを持つておるのであります。そういう観点から私は、そういう地方に還元すべき性格を持つておる積立金を、何ゆゑに民営であり、株式会社である長期信用銀行にワケを広げようとなさるのであるか。この民営の産業は、先般お尋ねいたしましたものと、食品工業その他いろいろな工業もあるやうであります。が、そういうものになぜワケを広げようとなさるのか、またそういうものが果して公共事業であると言へるのであるか。私は先般も申し上げましたが、もし一たん、地方に還元すべき性格を持つておるこの積立金を、産業の方に窓口を開くといひますならば、時の情勢によつては、かりにここに第三条において十分の一の規定があるといひ

られていくといふことを、私は非常に心配するのであります。私は基本的にこの地方還元の性格を一変しようとするこの第六号前段、長期信用銀行に融資のワケを広げようとする趣旨に対して、郵政当局の基本的態度について承わりたいのであります。大臣から明確な御答弁が願ひたいのであります。

○松田田務大臣 先般の井手委員の御質疑並びにただいまの御質疑の趣旨でございませう、簡保の運用資金の貸付の範囲を拡大するといふ理由につきまして、先般お答え申し上げたことは、省みてまことに不十分であつたと考へます。従つてただいまの御質問に対してあらためてお答えいたしたいと思ふのであります。

政府の財政投融资計画で決定される地方債の引き受け総額は、地方の公共団体の資金の需要と政府資金の蓄積量とを一応は考慮いたしますけれども、必ずしもその資金の需要と蓄積量によるわけではございませんで、地方財政の現状に照らして、いろいろやろうとする公共事業施設のその緊急性をまず考へる。そうしてその地方の住民の負担能力に基く債務の償還能力を勘案いたしまして、最も適当な額だと考へられるものに対して貸付を行なつていくやうなわけではございませう。資金の需要と蓄積量が多いからといって、地方財政の実情を考へず、これを悪化させるやうな起債を多額に許すわけには参らないわけではございまして、それとも計画上の貿易振興とか、あるいは電源開発とか、その他資金の需要される方面から特に圧迫を受けて、そのため地方債が引き受けできないといふやうな、地方債に出す金が減少するとい

うわけでもないであります。現に地方財政上占めておるこれまでの負債の償還金は、ほぼ新規の起債額に近づきつつあるやうな状態でありまして、これ以上地方に貸付をするといふことは、地方住民のどういふその負担にたえない結果になるというやうなことも考へられますので、これが運用範囲を少しく広めまして、そうして他の、困窮に対する貸付だとか、あるいは公共団体の法の許すものに対して貸し付けていくといふ趣旨でございまして、ただいまのお話の長期信用銀行に対する貸付も、これは主として重要産業に対して貸し付けらるものでございませう。重要産業の発達によつて中小企業その他の育成もできるわけではございませうから、そういう見地におきまして貸付をいたす分には、法の示す公共的性質のあるものに対して貸付をするといふ趣旨にまたらないものであると考へておるやうな次第であります。

○井手委員 郵政当局では十分御研究の上に、今統一した見解を大臣から御答弁になつたと存じてはおりますけれども、それにしてはあまりにも不十分であると私は存じます。私、地方財政計画についてはある程度承知をいたしております。決して郵政当局が負担能力あるいは返済能力を云々すべきものではなくして、これはやはり大蔵省と自治庁において地方財政計画を立てる場合に、十分検討されるものであります。今日までの実績によりますと、地方の必要な起債に対して半額を積立金において運用したといふやうでございませうが、それは基本の問題でありまして、返済能力がどうである、あるいは昭和三十年度になると起債と返還

が同額になるとか、そういったものではないのでありまして、地方財政計画の立場から郵政大臣が管理して、幾ら運用しなくちゃならぬかという問題ではありません。またここで地方公共団体に返済能力があるかないかという点については、これは行き過ぎた議論だと私は考えております。私が聞かんとするところは積立金の運用、産業に回すべきであるかという根本問題でございまして、地方債についてのワクの問題ではございません。それは財政計画にきまつておりますから、その範囲においてやっていただければけっこうであります。おそらく大臣も御承知でございましょうが、積立金、簡易保険あるいは年金というものの金は、あなた方が零細な金を集められたものは、あなた方はもちろん地方に還元して、地方の発展に寄与するものであるという趣旨から勧誘なさつて、今日の大をなしておるのであります。その地方還元を建前とするものを、民間営利会社とも言える株式会社に対して、産業方面に融資するということの妥当性があるかどうかということ、私はお尋ねしておりますのであります。

大臣初め事務当局にあつたためにお尋ねいたしますが、その前に大蔵省の方から理財局資金課長がお見えになつておるようでございますから、大蔵省にお尋ねをいたします。今度提案された積立金運用に関する法律の一部を改正する法律案、この中に地方還元を建前とするこの積立金運用について、新たに長期信用銀行にも融資のワクを広げようとするこの改正法律、この点に私は多くの疑義を持っておりますのであります。私の考えによりますと、も

し国が必要であるとする重要産業に対する融資については、当然預金部資金においてまかなうべきものであると私は考えます。また大蔵省も今までさうにお考えになつて、預金部資金を運用されたものであると考えております。ところが今回は住宅政策の影響であるか、あるいはどういふ事情か知りませんが、契約者または地方公共団体に貸すべき性格を持つておるこの簡保の積立金を、長期金融を預かる長期信用銀行に広げようとする、このやり方に対して——重要産業に対する融資は預金部資金、積立金については地方還元、これが建前になつておるといふ立場から、大蔵省の見解を承りたいのであります。それが第一点。

第二点は、私ばかりではございませうが、おそらくこういう立法の趣旨に反した改正案を出そうとする根拠は、事務当局の考えではなからうと私は存じております。大蔵省と事務当局との折衝の経過についても、あわせて承りたいのでございます。

○福田説明員 ただいま御質問になりましたことについてお答え申し上げます。第一の現行の法制におきましては、地方還元の前から簡保というものを運用し、それから重要産業その他を含めたものは大蔵省の方の資金運用部の方でやるという建前になつておることに對して、今度の改正案の考え方というものは、住宅政策の關係とかいろいろの關係がどうかかわるが、おかしじやないかとおっしゃる点につきまして、大した問題じゃございませうが、住宅政策に今度の新しい内閣で

重点を入れられたということとは、何ら關係がございませう。この問題は政府の財政投融資全体の計画の組み方によつてどういふことができるかとございまして、またわれわれが郵政省の方から簡保の積立金運用範圍の拡大問題について、最初交渉を事務的に受けましたときには、それよりずっと前の段階でございまして、それからその最も大事な簡保の積立金というものは、一体独立運用になつたときの法制の建前というか、精神からいって、全面的に地方還元という線に行くべきである。その点についてはおっしゃるような一つの考え方というものは、十分私は成り立つと思ひます。従ひまして、本件に關しましては大蔵省におきまして、いろいろならぬから慎重審議いたしまして、もとより私の代表しております資金運用部方面もしくは産業資金をやつておる理財局の關係だけではない、全体の予算の關係の主計局も、あるいは金融機關の監督の任に當つております事務当局も全部入りしましたところで、何回も慎重に審議いたしました次第であります。その結果、戦前に

常に必要な一つのポイントであるけれども、しかし全部が全部そうでなければならぬという建前で、前から成立してはいたものではないじやないかという点は明らかだと思ひます。その点につきまして、私から申し上げるのは妥協ではないので、むしろ郵政省の方から御答弁になるべき筋合いのものだと思ひますが、関連して一面さういふことが現在の段階から、しからば長期信用銀行というものが入るということ、その地方還元の問題以外に広がるという点においてはいかぬということであれば、それはもう問題になりませんけれども、しかし長期信用銀行というものに運用するといふことが、一私立企業と申しますか、先ほど仰せになりましたような点に対する単なる運用ではないかというふうな点になります。

これは現在の日本の金融制度の問題になるわけでございますが、長期にわたつて必要な基幹産業、電力であるとか、海運であるとか、あるいは鉄鋼、石炭等につきましては、みな政府の立てます基本的な何年かの計画というふうなものについて、設備資金を投下してやつておられますけれども、その投下の方法としては大体二つございまして、一つは開発銀行であるとか、輸出入銀行であるとかいふような政府關係の金融機関というものが、大部分の一つの大きな支柱になつておりますが、さらにそれと別に資金量その他も足りませんので、それからまた長年、昔からの日本におけるさういふ設備資金供給の金融機関制度としては、さういふ政府關係の金融機関ができる前から、この唯一の制度として金融債を発行して、興銀その他が設備資金という

ものを重要産業に供給して参つた金融制度の実態があるわけでありませう。これが戦後におきまして長期信用銀行法という法律によつて、さういふ制度がさらに拡大されて、そして現在では日本長期信用銀行、興業銀行の二つが金融債を発行して、さういふ普通の市中銀行ではできないような重要産業の設備資金というものを長期的に見てやつてゐる、さういふふうになつております。これはずっと前の話だと存じますが、資金運用部におきましてもさういふ金融債の引き受けというものが、ある制約のもとに運用されて、それで全体として地方還元その他の問題ともバランスをとつて、結局多角的に運用が行われておる、さういふふうな状況になつておる次第でございませう。

それからお尋ねにございました第二点、すなわち郵政省と大蔵省との間の交渉の経緯が、事務的ではなくて政治的だつたのじやないかというお尋ねでございます。この点については、郵政大臣その他がお見えになつておりますので、あえて私から言及すべきであるかどうかとも思ひますが、私の承知しておる限りにおきましては、この問題はきわめて事務的に御連絡があつて、郵政省側の御要望が強いものでございまして、さういふ御要望に対して、われわれの方では先ほど申し上げましたようなあらゆる観点から慎重に審議しました結果、一応賛成する。なお私の記憶では、この点について何でも一回ぐらゐ、郵政委員会における決議があつたやうにたしか記憶しておりますが、さういふふうな線ともあわせて国会の御審議もあるし、それから郵政省側の事

務当局の方からの御希望もあるので、大蔵省としても賛成して政府案になった、こういうふうに承知しております。

○井手委員

最後の国会の要請もあつたということは、郵政省の局舎改築という方面にワクを広げるという意味のあるいはまた国会の議決を経、または承認を経なければならぬ法人の発行する債券、そういう方面に広げるという意味のものであります。私もさきに郵政委員をいたしておりました。が、産業方面に融資を広げようということが一回もございせん。そういう意味のものは、片りんも現われたことはなかつたのであります。郵政委員は専門家があらわれて、郵政事業についてはよく理解を持っておられますが、地方還元を建前とする、またそういうことで勧誘しておる積立金を産業に持つていけなどということは、だれ一人として言った者はございせんから、誤解のないように願います。

あなたにお尋ねしたことは、郵政省に限らず、各省に対して大蔵省から圧力を加えられておるといふこと。台所を守つておるといふ優位の立場から、よく各省に対して、ああせよ、こうせよという要求があることを、私はよく承知いたしております。またこのたびもこういう妙なものをしたのではないかと疑いを持つておられますので、あえてあなたを呼んでお尋ねをしたわけでありませう。ただいまの御答弁によりますと、郵政当局の切なる要望があつたから、検討の上その結論を得た、こういうことでございませうが、了解をいたしました。

なお客弁の冒頭において、重要産業

に対する融資は預金部資金においてまかなう、簡保積立金は地方に還元することが建前であると考えておる、こういう御答弁でございませうが、さようでございませうか。

○福田説明員

私が申し上げましたのは、おっしゃるような一つの考え方でも十分成り立つておつて、それが今までの現行制度における考え方だつたらうというふうな推定をいたしておりました。大蔵省の現在の見解もしくは私どもの考えが、そうであつた方がよいということをお願いした趣旨ではございせん。その点は御了承いただきたいと思います。

○井手委員

あらためてお尋ねをいたします。預金部資金の運用並びに簡保積立金の運用について、産業に対する融資はどの方面からなすべきであるか、簡保積立金はいかに運用すべきであるか、どの方面に運用されるべきであるか、こういうことに対する大蔵省側の御意見を承わりたいと思ひます。

○福田説明員

今お尋ねの点につきましては、われわれといたしましては、資金運用部資金法の冒頭に国会の御趣旨として書かれております有利、確実に運用するというのが、憲法的な一つの考え方だと考えております。簡保の問題につきましては、むしろ白根局長の方からお答えになると存じますが、要するにそういう紋切り型な形式的なことではなくて、多少実質的に、有利、確実にというこの意味を申し上げれば、これは少し私見にわたるところもあるかと思ひますけれども、あらゆる零細ないろいろの資金というものが集中される、そうして蓄積された資金

を國家の手によつて運用するわけにございませうか、何と申しまして資金を蓄積した人々に対する信頼というものが、それからまた利回りその他に対する期待というものの対して、有利に、そうして償還その他によつてできるだけ確実に運用するということになると思ひます。一方今度は、いろいろ多岐面から零細な資金が蓄積されて参るの

でございませうか、地域的に見ますると、全國の津々浦々から集まつてくるという性格から見ると、これを地域的に地方に還元するという一つのきわめて自然な要請が出てくる。従つてそういう地方還元の問題に対しては、これは簡保において一つの支配的な方針であられますように、独立運用、簡保が集めた後の資金運用部におきましても、われわれとしては、地方還元ということが、資金運用部の資金の運用において考慮されなければならぬといふ極めて重大なる一つのポイントである。従つて、たとえはここに電力に対して非常に金が足らぬ、電源開発に非常に足らないから、産業の方に重点的に投資しなればならぬとか、あるいは輸出の振興のために、あるいはプラント輸出のために金が要るから、日本経済を短期間に安定させるためには、そういう金を急カーブをもつて投資しなければならぬとかいふような要請がございませうか、資金運用部の金というものを全部産業資金に持つて充てるといふことは、資金運用部においても決してよくない、こういうふうな考えでおります。すなわち、資金運用部においても依然として地方債に融資をするということは、全國的なレベルにお

いて吸収されてきた金というものの運用の面において、考慮されなければならぬ重要な問題である。ただ問題は、資金運用部はそればかりではございませうか、ほかの会計、厚生保険の会計もございませう。その他、失業保険、外國為替特別会計等、あらゆる会計からの金が集まるのでございませう。非常に多岐的な社会保障に対する金も出さなければならぬ。それからいろいろの各特別会計、あるいは公社であるとか、國鉄であるとか、電信電話の事業であるとか、そういったような政府の建設の事業に対しても、当然資金を供給しなければならぬ。要するにそういうあらゆる面に、非常にいいバランスのとれた運用をしなければならぬ。同時に、同時に、できればそれによつて、同時にまたそのときどきにおいて要請されている日本経済の再建ということにも充分の寄与をする。ということは、その資金の利率が市中よりは非常に安いのでございませうから、当然全般の社会の金になる、こ

ういったような考えでやつております。それからなお付言いたしますが、先ほどどうも大蔵省は各省に非常に圧力を加えるというお話がございましたが、私はそういうことのないように注意してやつておるつもりでございませう。なお将来一そうそのように努力いたしますが、しかし本件の問題に関する限りは、決してそういう事実はなかつたのでございませうから、その点は重ねて付言することをお許しただきたいと思ひます。

○井手委員

大蔵省に対するお尋ねは、大体今の御答弁で私は了解いたしました。最後の重ねておつしやいました圧力云々のことも、それでよろしうございませう。ほかの方がお聞きになるかもしれない。私は大体それでいいと思ひます。

そこで、大体交渉の経緯はわかりましたが、問題は、郵政大臣の積立金運用に関する基本的な考え方に移るわけでありませう。ただいま大蔵省の見解が述べられました。が、重要産業に対する政府の政策、財政投融資、こういったものは一般会計あるいは預金部資金でまかなうのが建前である。これは國務大臣として松田さんもよく御承知であらうと存じます。何もほかの機関に、地方還元を建前とする預金部資金からわざわざ進んで奉仕をしなくてはならない理由はないのであります。そういったことはちゃんと一般会計なりあるいは預金部資金で考えられておる。その預金部資金においても、ただいま大蔵省でおつしやつたように、地方財政あるいは重要産業のバランスをとつて決定されておる。そういうものにと

ざわざ趣旨に反して飛込んでいくというその疑いについて、今から大臣並びに当局に対して十分審議を尽くしたいと存じます。

大臣のお説になつたかもしれないませんが、この積立金運用の提案説明、これは先刻も私読み上げましたが、保険契約者あるいは地方公共団体に貸し付けられるものであるという一項が、これはもう厳たる事実であります。天下周知の慣例であります。この事実や慣例を破つて、産業方面にこの大事な金を回さうといふことは、これは立法精神にとりましてはせんか。先日来重要産業の定義についていろいろ御意見があつた

ようであります。まずお尋ねいたしたいことは、この立法の精神にもとりはしないか。その他そのとき必要なものについてはどうか。また、必要ならは、私はまた答弁のしようもあるかも知れぬと考へますけれども、提案説明に明確に書いてある。はつきりしておる。その積立金運用に対して、今回何がゆえに産業に対して窓口を開こうとなさるのか。もし郵政当局にそれほどの余裕があるとしたしなすならば、なぜ当局からあれほど熱望されておる局舎改築について、たつたの五億円をその金で済ませようとなさるのか。十億も二十億もなせ出さないのか。余つておるからその方にも貸すなどということについては、私は了解しかねるのであります。まず最初に立法の精神からのお答えを願ひたいと思ひます。

○松田国務大臣 ただいまの御質問は、特に重要産業といつても、産業方面にワク広げをするといふことは、立法精神にもとるのじやないかという御質問でございますが、もちろんこの立法の趣旨として、この金は地方より集まつた金であるから、これは地方に還元すべきものであるという基本観念は少しもゆるみはないのであります。そこでこの金の一部を、國家の出資しておる銀行または特別關係のある銀行に対して融資する、最も重要にして緊急とされる重要産業または輸出銀行等はこの資金の一部分、きわめて少額の部分とも言えると思ひます。五百億に近い金のうちの約二十五分の一に當る二十億圓くらいの程度のものでありまして、基本観念としては少しも間違つておりません。地方に還元するといふこ

とを主としてやつておるのであります。これが特別關係ある銀行または輸出銀行などに特別必要な場合にその一部分、二十五分の一くらいのもので貸し出しするといふことに対して、その重要産業の急を救ひ、そしてよつて中々企業その他の育成をしていくといふことは、やはり公共の利益を増進することに合致するものであると考へる次第であります。立法の精神をじゅうりんとしているといふことにならぬと考へておるわけでありまして、

○井手委員 法律の第一条によりまして、公共の利益になるように運用する、かように明確に規定されておる。公共といふことがどういふ見解であるかは、常識でわかることである。またその解釈ともいふべき政府提案の説明には、もう一ぺん読み上げますと簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用の対象であります。これは簡易生命保険及び郵便年金の積立、地方債及び地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付とし、かように明確に運用の対象を規定されておるのであります。公共の利益といふことは、考へによると、どんなもの、たとへばパチンコでもそれは回り回れば若干の公共の利益になるかも知れませんが、それは常識でわかることではない。どんな事業でもやはり國民の生活に何らかの寄与をしておることは事実であります。そうかといつて、すべて公共の利益だとは申しておりませんが、公共とは、私がここで解釈を申し上げるまでもございませぬが、國または地方自治団体、そういうたもの営む事業、こゝに中心が中心である。私はこの際誤解を避け

たいと思ひますが、あなたは中小企業とか農民とか商中のことについては申し上げておりません。それについては私必要であると思ひますが、お尋ねしておるの、長期融資の対象とする長期信用銀行のことについてでございます。重要産業、これは見方によつて幾らかの違いも出てくるかも知れませんが、せうけれども、産業なんだから若干間接的に公共の利益になるかもしれないといふことで、公共の利益になる。公共といふ文字を解釈いたしますならば、さういふ長期信用銀行が一般の需要にこれに銀行法による銀行ではまかないきれないほど業務が分化しておるので、長期の金融を受け持つ任務を持つて長期信用銀行を作るものであるといふことが、長期信用銀行法に規定されておる。それは産業界の融資のために、長期金融が必要であるという建前から特に作られたもの、だからといって、これは公共事業だとは認めがたいのであります。大臣はあくまでもこの長期信用銀行が公共の事業であるとお考へになるのか、その点をお伺ひいたします。

○松田国務大臣 お示しのように、第一条に「この法律は、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を確実で有利な方法により、且つ公共の利益になるように運用することによつて、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の經營を健全ならしめる」とうたつておる。このので、公共といふ文字だけで厳密に言へば、産業団体、銀行等に貸し付けるといふことは、果して的確に公共と言へるかというお説のように承わります。これを考へていないといふことで

ことも、やはりこの条文にうたつてありますように、公共の利益になるように運用するといふ点について考へます。と、必ずしも御趣旨に反するようには思へないものでございませぬ。

○井手委員 おそれ入った解釈だと思ひます。私が先刻読み上げた提案の説明の方がもっと具体的だと考へます。しかしこれはまたあとでお尋ねするといひまして、それでは大臣は長期信用銀行にお貸しになつて、その金の貸先並びに金額まで御指定になる御用意でございませぬか。

○松田国務大臣 おっしゃる点まではまかく監視していくわけに参らぬと思ひます。

○井手委員 それはおかしいじやありませんか。國家として非常に重要な産業に公共の福祉になるといふつもりでお貸しする、こゝに建前でありまして、貸す先までちゃんと指定しなければならぬでしょう。ちゃんと指定しておかなくちゃならぬと私は思ふ。この点については先般松井委員も追及されておつたようでありまして、長期信用銀行に貸し、そのプールされたものをどこに貸すかわからない。あるいは食品工業に貸したり、あるいはパチンコ屋の資金に貸したり、あるいはどこまでも貸されるようなことでは困るでしょう。こゝに性格を異にする重要な改正案については、十分な用意が必要である。もし長期信用銀行に貸すならば、この産業、この産業、こゝにものについてだけ貸すのである、少くともこゝに貸すことを提案されるのが、正しい提案の仕方だと思ふので、それを考へていないといふことで

は、私は納得できません。おそらく事務当局では、重要産業とはこゝにいうものである、一たん長期信用銀行の話があれば、こゝにいうようにするといふ具體案があるはずであります。この際御提示を願ひたい。

○松田国務大臣 重要産業と申しましたが、最も重点を置くものは電力あるいは石炭、鉄鋼、海運といったようなものであります。現に長期信用銀行に対して貸し付けておるものは二三・九%、興銀に対しては一六・五%前後といったようなあんばいでありまして、石炭に対しては長期信用銀行から三・二%、全体で申しますと長期信用銀行では五二%、興銀の方では四五%強といふことになっております。重要産業と申しまして、こゝにいうものに最も重点を置いて貸し付けているといふ考へであります。

○井手委員 私がお尋ねしておるのは、あなたの方は重要産業に貸すとおっしゃいますが、それではその貸先はだれがきめるのですか。あなたの方は重要産業といふばく然たるもので長期信用銀行にお貸しになる。それを電力会社にやるとか、あるいは食品工業が関与なさるのであります。向うの信用銀行で自由に自主的におきめるのですか。

○松田国務大臣 その点は郵政省できめるわけではございませぬ。先方できめるわけではございませぬ。おのづからそういう場合にも事務当局の方において話し合ひが出ると思ひます。

○井手委員 そういう場合には自主的に銀行がきめるけれども、話し合ひが

あると思う——それではこの重要産業に融資しよう、金融債を引き受けようという趣旨とは違ふようですね。向うが自主的にきめますならば、どこの産業にあなたの方の金を回そうと、それはわからないでしょう。あなたの方でこういうものが鳩山内閣としては重要産業と認めて融資するのだ、金融債を引き受けるのだ、こういうならば、それは重要産業はこの方面にはどのくらい、この方面にはどのくらいと、ちゃんと規定しておかねばならぬはずであります。向うは資金を各方面から集めて、興業銀行なんかは政府出資はないはずで、それほど興業銀行とは今考へられてないのでございますが、向うが勝手にきめる、こつちは重要産業だと考へる、しかしそれはどこでけじめをつけるのか。向うが勝手に自主的にきめるのでは、話し合いがあるかもしれないくらいでは、なかなか郵政省の考へ通りには行かないでしょう。どういふ腹案があるか私は知りませんが、今からお尋ねいたしますが、その案はそんなばかた然たるものでは、私どもこの案を通すわけには参りません。もう少し事務当局に腹案がありますならば伺いたい。

○松田国務大臣 この点は政府委員から答弁させていただきます。

○白根政府委員 おっしゃる点は、こちらで長期信用銀行に融資いたしまして、自主的にやるのだから、実際問題としてはタツチできないじやないか、そういうことでは簡易保険の資金を流すのは危険じやないかということであらうと存するわけでございます。まず先ほど大臣が御説明申し上げましたように、われわれが長期信用銀行に融資する際におきましては、融資先の融資の事項は、やはり基礎物資の生産をやるところの、たとえば四大基礎産業部面の融資に限定するというような方向で行く。またその融資をやるのについて、ただ話し合いと申しましたのは、話し合いは融通条件としてやりたいと思うわけでございます。もし融通条件をきめて、その結果実際の融通がそれに反していくようなことになるという事と、われわれといたしましては今後の融資その他の面のこともございまして、また警告等も発せられると思うわけでございます。なるほど電力なら電力の分野におきまして、どの配電会社とか、どこにやるかという個々の事業会社まではわれわれとしては指定いたしません、われわれの融資する資金はどの対象に融資するようにということとを融資の条件につけたい、かように存じておるわけでございます。

○井手委員 局長から御答弁になりましたから、ついでに局長にお尋ねいたします。この法律の改正については、何でも郵政省自身に非常な熱意があったそうでございます。先般松井委員に対する御答弁の中に、利回りがいい、こういうことがあった。当局は積立金にどういふものであるかは十分御承知になつておるから申し上げませんが、利回りのために性格をも変えてまで、そうしなくちゃならない理由から、そういうことをお考えになつたのか。もう郵政省内部の局舎改築その他には必要ない。地方の方にもこれ以上やる地方公共団体の能力がない。そういうこととであり余つておるから、金融債にでも一応余つた金を回そうじやないか、

○白根政府委員 その点について御答弁申し上げますと同時に、前に御質問なされたことに對しましての大臣の御答弁にも補足して、一括してやらしていただきます。いいたしたいと思います。

なるほど簡易保険の資金の融資の力点は、地方公共団体なり契約者への貸付に重点を置かなければならぬことは、当然のことでございます。従いましてこれのできたときは、御承知のやうにあの法律になつておるわけであります。ところが簡易保険の資金は、少し内輪になるかもしれませんが、大体毎年百億前後ふえて参ると存するのでございまして。そういたしますと、市町村の資金の需要が現在千億前後になつております。百億ずつふえていきますと、本年度の金は六百億くらい入ると考へるのでございます。毎年百億前後のものがふえて参りますと、市町村の需要に對しまして、簡易保険の資金が独占的になるといふ格好に相なる場合が出てくると存じます。一面先ほど大蔵省の説明員の方から御説明がありまして、たうに、地方公共団体に対する貸付に對しまして、簡易保険の資金だけを重点的につぎ込んでいいかという問題があるわけでございます。と申しますのは、資金運用部の資金の大半を占めておりますところの貯金の金も、これはひとしく零細資金を吸収した金でございます。金といたしましては地方還元元的な面にも使わなければならぬものがあると思つてございまして。現在戦争中に大蔵省とその当時における通信省との協定によりまして、地方公共

共同体に對して資金を貸す率をどの程度にやるかというのを協定したことがございまして。その当時におきましては簡易保険の金が四割、それから當時の預金部の金が六割、こうなつておつたわけでございまして。それにもかからず昨年やつたのは、大蔵省の資金が大体五二%、私の方の資金が四八%、資金比率からいけば三十數パーセントになるのを、簡易保険の地方還元の性質を強調してその程度になつておるわけでございまして。去年は金額といたしましては四百五十五億、今年度は四百二十八億、こういうことになつておりますが、これは投資計畫上地方公共団体に対する貸付原資が減少したためでございまして、大蔵省の分損分と簡易保険の分損分の比率は、前年度と同様でございまして。しかも前年度は簡易保険が始まつて以来、地方公共団体に対する貸付比率は多いのでございまして。そういうやうな面で、金額は減しましたが、本年度も地方公共団体に対する貸付に對しまして、こちらの持ち分といふことも相当考へなければならぬので、そういうふうになつたのでござい

ます。

なお公共の利益の面からいたしまして、長期信用銀行のやうな会社的なものに融資をするのは、公共の利益に反するではないか。公共の利益といふことを考へておらないのじやないかといふのが、法律的な観点からの御質問であつたと存するわけでございまして。もつとも簡易保険のあの法律の中には、公共事業に對する融資によりとは書いてないわけでありまして、公共の利益をはかることにより、と書いてあるわけでありまして。のみならず同種の規定をしておる資金運用部の法律の第一条にも、公共の利益をはかることによりと書いてございまして。その中に「公共の利益をはかることにより」という字句の解釈として、長期信用銀行に對する融資も含むと認定いたしまして、資金運用部の方には、長期信用銀行の方にも貸すことができるやうになつておるといふ關係からいたしまして、法律的に申しますと、公共事業に對する融資によりとより、公共の利益が廣いので、公共の利益をはかることによりとある資金運用部の規定におきまして、公共の利益をはかることによりと、公共の利益といふ觀念の中に長期信用銀行も入つておるといふ解釈が成り立つので、そういう観点からワクを廣げる法律的な基礎ができたのじやないか、こう考へるわけでござい

ます。

その次は、こういうやうなワクを廣げるといたしまして、こういう長期信用銀行のやうなものに融資をするのは悪いではないかといふ実体論に相なると思つてございまして。その際におきましては、われわれといたしまして

も、この長期信用銀行なり興業銀行なりに対しては、融資に重点を置くという考え方は毛頭持っておりません。重点は問題なく地方公共団体に対する貸付、契約者貸付を第一順位としていきたいと思うわけでございます。さて、しからばなぜこういうような長期信用銀行のごとき貸付のか、こういう関係でございます。公共の利益をはかる事業であることは間違いない。間違いないけれども、現に資金運用部で貸付することになっているじゃないか。それにまかせればいいじゃないか、こちらで貸さないでもいいじゃないかというものが、最後の論点であると存するわけでございます。その点につきましては、理論としてはお説の通りだと存じます。そんなにたくさん貸すべきものではないと存じます。しかし御承知のように今同局舎に對しまして五億円の融資をいたしました。この五億円の融資は、必ずしも米年度五億程度じゃないと思ひます。先ほどおっしゃいました御心配のように、われわれのところでは十億程度は持つてもいいのだ、十五億程度持つてもいいのだ、というのを、大蔵省の方に申し上げたので、これは理財局というよりもむしろ主計局の観点から、全体の観点から予算上締められて、ああいう結果になったのでございます。従ひまして、米年度五億以上貸さないという考え方は毛頭持っておりません。場合によっては二十億も持つてくだというような考え方を持っているわけでございます。のみならず、この種の業種が必ずしも局舎だけに限定されるかという問題もあると思ひます。將來六分の利子で融資するものが、他の融通対象事業について

出ないとも限らない、こういうことも考えられないこともないと思ひます。そういったしますと、予定利率が相当下つて参ります。下つて参りますと、保険料の計算基礎を三分五厘から四分に今度上げたことは、加入者に対するサービスのために、保険料を下げるために、そうなつておるわけでありまして、なお今後の利益配当の面からいひましても、予定利率が上るといふことは、利益配当の増額にもなると思ひます。そういったしますと、そういう六分階級の対象事業がふえる——ふえないといひまして、現在の局舎に對する貸付料が將來ふえていくといふことになりまします、その利子の五分減のカーということも考えなければならぬ。従つてわれわれといひましては、今後は大蔵省の資金運用部の融通利率と全く同一にしたいと思ふわけでありまします。戦前におきましては、そういう加入者面に對する保険料に對する影響あるいは利益配当に對する影響等を考へまして、大蔵省の利率よりか高い利子で地方公共団体に貸しておつた例もございします。われわれといひましては、高くするといふ気持は全然ございせんが、少くとも金利の低くなる、この対象事業がふえる。その事業に對する資金が相当またふえていくといふことになりまします、やはりその面から最低限度の融資を、長期信用銀行なり興業銀行なりにも、ある程度道を開いてもらつておきたいといふのが真意でございます。このワク広げ全体につきましましては、先ほど大蔵省御説明がありましたように、実は郵政省の方からお願ひをいたしまして、この内閣だけではなくて、前内閣時代か

ら事務的な折衝をしてできたのがこの案でございます。どうか一つ御了承願ひます。

○井手委員 真意を承りました。が、おそれ入つたものでございします。私はあなたと今ここで、公共事業に對するの解釈の論議をしようとは思ひませぬ。そんなことにつけな論議なら承わりますか、この提案理由の説明をもう一ぺんお読み願ひたいと思ひます。どんなことを書いてあるか、それでおわかりだと思ひます。資金がだぶつて、地方公共団体にもワクがあつて貸せない、こういうことですが、それは一定不変のものではないのであります。私も反対しておりますけれども、地方財政再建整備法による起債について、相当額の需要があるであらう。また地方公共団体からは切実な起債のワクの増加が次々に訴へられていひます。これは内閣の方針によつて一定限度に押へられておるから、そういうことになつておる。地方としての需要は多いのであります。地方還元が建前でありまします。そういう用意のためには——私はいつまでも鳩山内閣が続くだろうとは思ひますが、この地方債についても、いつまでもこの方針であるとは言へないのであります。そういうことを考へますと、だぶつておるから、ほかに融資の道を広げたといふことは當らないのであります。結局あなたが考へておられるのは、利回りをよくしよう、こういうことでございします。商売氣を出されておるわけでしょう。そのためにこういうふうなこじつけな答弁がなされておると考へております。十億円の場合

に、そのさやばはたつた四千万円ではございせんか。六分五厘と八分五厘の差の二分というものはそんなものでしょう。わずかばかりの金額のために性格を變える。私は先刻ちよつと言ひましたが、あなたは公共の何とかおつしやいまして、それで普通銀行も各方面の重要産業に投資をいたしておりますので、あなたの解釈を延長いたしますと、銀行法による普通銀行についても、公共の利益に合うようになるわけでございますね。その点をまず聞いてから、またお尋ねいたします。

○白根政府委員 普通銀行が現在の性格のままであると思ひますと、それは公共の利益であると思ひます。それは公

○井手委員 それでは政府出資のない興業銀行はいかがでございしますか。

○白根政府委員 興業銀行は、御承知のように長期資金を供給するために、普通銀行と機能が違つております。興業銀行につきましては、預金は特殊の場合を除いて認められておりません。そのかわりに債券の発行が二十倍程度になつております。しかも融資の対象につきましては、先ほど申し上げましたように、根幹の基礎産業に對しましては五〇%程度流しているわけでございます。一般銀行の業務内容と違ひまして、興業銀行に對しましては、普通の金融機関のいやがる長期金融までもやる性格を与えていひるのでございまして、そういう観点から、資金運用部法におきましても、公共の利益という中に入つていひますのでございします。われわれといひましては、この点は特殊のものではないかと考へております。

す。一面長期信用銀行に對しましては、政府出資が三分の一でございます。株を持つていひるのでございします。

○井手委員 それでは原則を一つ聞いておきます。公共の利益になるようなものとならないものとは、どの線によつて解釈なさるわけですか。

○白根政府委員 それは公共事業に對する融資といふことになると、相当觀念がはつきりすると思ひますが、公共の利益をはかるものという觀念は、相当相対的なものに相なると存するわけでありまします。少くとも政府が特殊な作業によつて、一般よりもその機能なり業務内容なりに公共的な目的から相當の制限を置く、それが最低ベースであると存じます。それより以上に行くのは、政府出資をやるか、さらに半官半民にいくかといふことになりまします。最低ベースといひましては、事業に關連しますと、營業の自由に對して、一般的でなくて、特殊の國家的な目的から一定のワクをはめて、そのワクに對して國からある程度の特権的中しますか、特権的なものが認められていひます。公共の利益をはかるものといひます。公共の利益をはかるものといひま

○井手委員 普通銀行だつて、大蔵省

の相当嚴重な監督を受けております。御存じのように興業銀行は政府出資もございせん。何がゆゑに興業銀行は公共の利益に合つて、普通銀行は合わないか。私は多くの意見を持つておりますが、これ以上は申し上げません。問題は利ざやになるようございませう。年間に何千万円かの金のために、積立金運用の性格を要するといふのは——それは大部分は地方に還元されるでしょうけれども、重要産業と普通の産業はどこで線を引くか、それはわかりません。その時と人によつて違ふ場合もありませうから……そこに窓口を開く何千万円かの金で、そうまでしなければならなかつたのですか。

○白根政府委員 局舎に対する貸付は、本年度は五億円でございませう。しかし局舎に対する貸付五億門というの、将来とも毎年五億門ではないと思ひます。現に郵政省といひましては、本年度の局舎に対する資金の貸付については五億門では足らぬ。われわれとしても資金としては五億門では足らぬ、十億でも二十億でも大蔵省で予算上きまればよいという考え方を持つておつたわけでございます。しかし予算全体の面からいひまして、五億に落ちついたわけなのです。しかしその五億も本年だけが五億でございまして、来年度はおそらく郵政省といひましては、五億以上になる要求をするだらうと思ひます。しかも長期信用銀行に対する本年度の出投資計画は二十億であります。しかもその金融債の中には、長期信用銀行と興業銀行と農林中金、商工中金があるわけでありませうが、農林中金と商工中金にウェートをかけないで、長期信用銀行なり興業銀行

行にウェートをかけるとは一つも説明してないと同時に、われわれは逆に考へております。従つてもちろん現在におきましては、やはり農林中金、商工中金は加入者の利益に接する部分が直接的であります。従ひましてそのワケは一つのワケでありませうが、その方面にウェートをかけたい、こう思つておるわけでありませう。

○井手委員 それではなぜ農中とか商中のように、預金者と接するおる機関に二十億という金を回さないのですか。一般産業を含む場合もあるでしょう。あなたは重要産業とおつしやいますけれども、實際運用する長期信用銀行においてどこに融資するか、それはわからぬ。なぜ農中や商中に二十億なさらないのか。また将来局舎改築に十億もしたいという希望があるといふことをおつしやいましたが、現在でも切実な要求があるものを五億をここに削つておる。われわれの疑義の多い——この積立金運用について性格を一変するような疑義の多い産業に対して、融資の道を閉こうとするか。あなたは部内の要求をそんなに簡単にお考へになつておりますか。また農中や商中、それはど大事なものになぜ同じ金額を配分なさらないのか、その点をお尋ねしたい。

○白根政府委員 二十億のワケは、長期信用銀行と興業銀行だけに限つておるわけではありませぬ。二十億のワケは、長期信用銀行と興業銀行と農林中金、商工中金を含んでございませう。さてその中をどのように分けるかといふことは、まだ未決定であります。そ

の内訳はまだはつきりしておりませぬ。従つてその際におきましては、われわれといひましては先ほどその氣持を申し上げたのでございまして、今の二十億の内訳がまだ確定いたしておるわけではございませぬ。なおそういうことであれば、なぜ郵便局の局舎に五億程度にしたか、こういうお話でございませうが、これは井手先生おわかりのように、金を貸す額よりも先行するの予算が先行するのでございまして、予算の際に局舎に対してどのくらいものを貸すかといふことがきまるわけでございます。局で言ひますれば、大蔵省の主計局が先行するわけでございます。そのときに財源の裏づけがあるかないかという問題でございませう。財源の裏づけがあるといふことは、私は主計局長にも話したわけでございます。また理財局長にも話をしたわけでございます。ただ管計課なり、全体の面から申しまして、いわゆる国家予算の面から申したのでございませう。資金の面から申したのでございませう。資金の面から局舎の改善にブレーキをかける氣持はございませぬ。その点を一つ御了承いただきたいと思ひます。

○井手委員 予算全体の立場からとおつしやいますけれども、その場合には資金の裏づけとおつしやいました。その通り、あなたの方は資金の裏づけはあるじやございませぬか。そうすればなぜ強調なさなかつたか。今の大蔵省の答弁によると、私の方の希望ではございませぬ。それは郵政当局から切なる産業への融資希望がありまして、そのように決定した、かように答

弁があつた。なぜそのときにもつと強力に強調なさなかつたか。またあなたは二十億のワケはきめておるけれども、どこにいくからまだ決定してない、かようにおつしやいましたけれども、あなたの方の資料によると五億ずつ分けてあります。目標は五億ずつになつておりますよ。

○白根政府委員 私の方ではなつていないと思ひます。もしあつたとしても、私はまだそれにタッチする段階の資料ではございませぬ。それを一つ御了承いただきたいと思ひます。あるいは向うとの折衝過程のどこかの資料だと思ひます。私が認定したところの資料ではございませぬ。現に私として大蔵省とまだ交渉段階に入つておりませぬ。これを御了承いただきたい。それから一面は、それを資金の方でなせ局舎の方について大蔵省に當らないか、こうおつしやるけれども、これはやはり私の方では、資金があるからぜひ頼むとは申しました。さて予算の面になりますと、局舎に対してどのくらい必要であるかといふことは、局舎計画その他の主管の方から強くやつたのはやつたのですけれども、大蔵省で査定されたのでございまして、私の申し上げますのは、そういう氣持もあるからこそ、こういうふうに別ワケを広げる氣持になつたのでございまして、私の方で、資金の方でブレーキをかけるといふことでないことだけはうそも隠さないと思ひます。

○井手委員 ほかの委員の方もお待ちでございますので、私はきょうはあと一点だけで打ち切りたと思ひます。いろいろ尋ねたいことがございませうけれども、あとに譲ります。それでは局長は二十億の配分をどのようにお考へになつておるか。ただ漫然と二十億といふことではおそろくないでしよう。ずっと数字が積み重なつて二十億といふことになるわけですね。大体の見当がつくと思ひます。片一方は答弁の際に工合が悪いから内容は言わない。しかし片一方は一億であつて、片一方は十九億などといふことは考えられないことですから、一つ正直にこの際御答弁がいただきたいのであります。

○白根政府委員 この点は先ほど申し上げましたように、まだその点に具体案を私の方は持つておらないのでございませう。また具体案を私の方では持つておらぬので、また私の方の計画を出しまして、資金運用部の方でも御計画があると思ひます。それで郵政省の計画だけで無理押しするといふことではなく、また向うの計画で私の方に無理押しするといふことは、私の方でもできないことではございませう。従ひまして実はまだそこまではつきり具体的にないとおらぬから、ただウェートを先ほど申し上げました氣持を持つておるというだけで、一つ今後大体の考へ方が固まりましたら御説明する機会を与えていただきたい、かように存ずる次第でございませう。

○松前委員長 それではこの程度で今日は散会いたします。次回は明日午後一時より開会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和三十年五月十七日印刷

昭和三十年五月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局